

「再発防止のための提言」概要

一 患者・被験者の諸権利の法制化

最善の医療及び在宅医療を受ける権利等の諸権利、感染症予防医療に関する諸原則、患者及び家族等に対する差別・偏見の防止等、患者・被験者の諸権利を法制化すること。

二 政策決定過程における科学性・透明性等を確保するシステムの構築

- ① 公衆衛生等の政策立案に際して、憲法・国際人権法を十分に遵守すること、基本的事項・原則は法律事項とすること。
- ② 政策決定過程の透明化を図るとともに、必要な情報を国民に提供すること。
- ③ 患者等の意見を尊重するための手続等を整備すること。

三 患者等の権利擁護システムの整備

患者等の諸権利を擁護するための「患者等の権利委員」、国内人権機関の創設に向けた合意形成が望まれること。

四 公衆衛生等における予算編成上の留意点

公共保健の目的が存在する場合には、強制の要素がなくとも予算措置を講ずるよう努力するとの原則の樹立を求めること。

五 被害の救済・回復

- ① 自治体等による実情に即したきめの細かい社会復帰のための環境整備と受け皿づくり等が急務であること。
- ② 弁護士会、マスメディア、宗教界は、差別・偏見の根絶のための継続的な取組等を推進すること。

六 正しい医学的知識の普及

- ① 保健所が正しい医学的知識の普及活動の中核を担うこと。
- ② 急性感染症の患者の隔離は必要最小限とし、慢性感染症については原則として患者の隔離を行ってはならないこと。
- ③ 医療専門職における専門的知見の確立、職業倫理の向上等を図るため、「自己統治下システム」を導入する必要があること。

七 人権教育の徹底

- ① 国・自治体の連携強化等により、一層の人権啓発に取り組むこと。
- ② 高等教育とりわけ医系学部等における人権教育の充実、医療機関や福祉施設で働く職員に対する人権教育が重要であること。

八 資料の保存・開示等

資料の保存・開示や隔離政策を象徴するような施設等の保存・公開に努めること。

九 「ロードマップ委員会」(仮称)の設置

本提言を具体化するため、「ロードマップ委員会」(仮称)を設置すること。